

2024年度

第2回愛知県障害者施策審議会

会議録

2025年3月27日(木)

愛知県障害者施策審議会

2024年度 第2回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2025年3月27日（木） 午後2時30分から午後4時40分まで

2 場所

愛知県自治センター5階 研修室

3 出席者

浅野委員、榎本委員、大瀧委員、柏倉委員、黒川委員、重松委員、鈴木委員、世良委員、高橋委員、辻委員、内藤委員、永田委員（会長）、中村委員、野々下委員、花島委員、古家委員、吉田委員

（事務局）

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 久野担当課長

皆様、お待たせいたしました。皆様全員おそろいになりましたので、ただいまから、2024年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催いたします。

私は障害福祉課担当課長の久野と申します。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、加藤福祉局長からご挨拶を申し上げます。

5 局長挨拶

加藤福祉局長

みなさん、こんにちは。愛知県福祉局長の加藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、2024年度第2回愛知県障害者施策審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別のご理解とご支援をいただいておりますことに、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、この審議会でございますが、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するため、障害者基本法に基づき設置しているものでありまして、本日が2回目ということで最後の審議会となっております。

本日は、次第にありますように、議題が1件と報告事項が4件ございます。

議題では、本県における障害のある方の状況を把握するための愛知県障害者基礎調査を来年度実施する予定としておりますので、実施方法等についてご審議をお願いしたいと存じます。

また、報告事項では、当審議会の専門部会の活動報告等についてご報告をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜り、有意義な会議にさせていただきますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

6 出席者紹介

障害福祉課 久野担当課長

続きまして、出席者の皆様の御紹介でございますが、時間の都合もございますのでお手元の出席者名簿に代えさせていただきますと存じます。

7 定足数確認

障害福祉課 久野担当課長

次に、定足数の確認でございます。

本日は委員数20名のうち、過半数以上の17名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例、第4条第3項の規定により、当審議会は有効に成立をしております。

なお、本日の会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領第2条第1項ただし書きの要件に当たらないため、公開としております。

8 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 久野担当課長

資料並びに会議録は、後日、本県のウェブページに掲載をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、本日は報道機関の方が1名いらっしゃいますのでご報告をさせていただきます。

9 資料確認等

障害福祉課 久野担当課長

それでは続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

皆様には事前にお送りをさせていただいておりますが、まず、本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、そして運営要領でございます。

続きまして、資料はホチキス留めになっておりますが、資料は1から5、資料2につきましては枝番がついておりまして、資料2-1から2-4までとなっております。あと、参考資料といたしまして、参考資料1と、参考資料2でございます。

資料の不足等ございましたら、申し出をください。よろしいでしょうか。

なお、本日机上配布をさせていただいております冊子がございます。封筒の中に入っておりますけれども、「あいち障害者福祉プラン2021-2026」、「令和6年度福祉ガイドブック」、そして、「すべての人にやさしい情報を届けよう～視覚情報のユニバーサルデザインガイドブック～」の以上3冊を机上配布をさせていただいておりますので、お持ち帰りいただきますようよろしくお願いいたします。

10 Web会議に伴うお願い

障害福祉課 久野担当課長

それでは、進行させていただきますが、ここで、委員の皆様をお願いを申し上げます。

本日の会議は対面及びオンラインでの開催としており、吉田委員がオンラインでの参加となっております。

吉田委員におかれましては、事前にお配りしております、「Web会議によるリモート開催における発言方法について」をお守りいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

11 手話通訳に伴うお願い

障害福祉課 久野担当課長

また、本日の会議は、手話通訳の方にご協力をいただきながら進行して参りますので、各委員の皆様におかれましては、発言の際には、マイクをご利用いただき、ゆっくりと、大きな声で、お名前とご所属に続けてご発言をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、この後の進行につきましては、永田会長にお願いいたします。よろしくお願いをいたします。

12 永田会長挨拶

永田会長

皆様、こんにちは。会長を務めさせていただいております、名古屋大学の永田です。

本日はお忙しい中、愛知県障害者施策審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

まずは、去る7月、昨年7月25日の第1回本年度の愛知県障害者施策審議会におきまして、会場・会議の時間の都合上、充分なお時間がとれず、ご発言を希望された委員の皆様すべてにご発言をいただけなかったことを、心からお詫び申し上げたいと思います。

本日は、会議時間2時間を予定させていただいております。限られた時間ではありますが、可能な限り希望される委員の方にはご発言いただけるように進行に務めさせて参りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

さて、この施策審議会は、障害のある方々のために、愛知県の立てる計画や実際に行っている事業が今よりもっと良くなるために、各議題について審議をして参りたいと思っております。

委員の皆様は、日頃からそれぞれのお立場で愛知県の障害者施策に関わられてきているかと思います。この会議を通しまして、障害者施策をしっかりと検討し、より良いものにさせていただければと思いますし、その提案がこの会議からできればと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、本日は、先ほど福祉局長のご挨拶にもありましたが、この後議題が1件、報告事項が4件予定されております。対面、一部Webによる開催となりますが、円滑に会議を進めて参りたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いをいたします。限られた時間となりますので、要点を絞ってご発言いただきますようよろしくお願いをいたします。

委員の皆様方には、言葉や内容について分かりにくいことがあれば、手を挙げるなどをしていただき、ご質問をいただければと思います。また、遠慮なくお考えをいただきまして、審議が充実したものになるようお願いし、簡単ではありますが、私からの始めの挨拶とさせていただきます。

13 議事録署名者指名

永田会長

それでは、運営要綱第2条第5項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名をさせていただきたいと思っております。

今回は、中村委員と野々下委員にお願いできればというふうに思っております。よろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いをいたします。

14 連絡事項

永田会長

では次第に沿って議事を進めて参りますが、本日の会議の終了時刻は午後4時半を予定しておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

では、議題「愛知県障害者基礎調査について」、まずは事務局の方から説明をお願いいたします。

15 議題 愛知県障害者基礎調査について

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの山本と申します。よろしくお願いいたします。

失礼ですが、着席にて説明させていただきます。

お手元資料の1をご覧ください。この「愛知県障害者基礎調査」ですが、2026年度に予定しております、「あいち障害者福祉プラン2021-2026」の次の計画の策定に先立ちまして、本県におきます、障害のある方の状況を把握することを目的に、2025年度に実施する調査となります。

それでは資料に沿って説明をさせていただきます。

「1 趣旨・目的」であります。障害者基本法に基づきまして、都道府県には、国が策定する障害者基本計画を基本に、各都道府県の状況を踏まえまして、障害者のための施策に関する計画となります、「都道府県障害者計画」を策定することが義務づけられております。

本県の現行計画であります、第4期障害者計画につきましては、「あいち障害者福祉プラン2021-2026」の主に第1章から第5章までに記載しているところがございますけれども、同プランが、2026年度をもちまして計画期間の満了を迎えますことから、次期計画となります第5期障害者計画を2026年度中に審議、策定する予定としております。

今回議題としております「障害者基礎調査」は、その前段階としまして、来年度、調査の実施と結果の取りまとめを行い、2026年度に行います計画策定に反映していく段取りとしております。

「2 実施の方針」であります。2つ目の丸と3つ目の丸にありますように、調査の実施フレームであります調査方法、対象、調査項目につきましては、2019年度に実施しました前回の調査を基本とした上で、本審議会及び障害者自立支援協議会での意見も踏まえまして、適宜変更を加えていきたいと考えております。

具体的な実施フレームであります。資料の右側をご覧ください。

「(1) 実施方法」であります。一般競争入札により選定します民間の調査会社に委託して実施することとしております。

「(2) 委託内容」であります。調査票の作成、郵送を回収、集計の他、調査機関の問い合わせ対応、調査結果報告書の作成を委託することとしております。

「(3) 調査方法・対象」であります。県内の障害3,200人を対象としまして、調査票を郵送することとしております。3,200人の内訳は資料の記載の通りでありますけれども、障害者手帳所持者などから抽出することとしております。調査対象は、前回2019年度の調査時は、⑥高次脳機能障害者としては抽出しておりませんでしたけれども、今回は、高次脳機能障害者支援拠点機関利用者から300人を抽出し、対象として加えることとしており、全体の人数としては3,100名から3,200名に増やします。

また、この調査数の規模でございますが、今年度初めに、政令市・中核市を除き、本県で身体障害者手帳をお持ちの方は10万人ほどで、今回の調査数1,500人の占める割合としては、1.4%ほどとなります。知的・精神についても同程度となっております。

「(4) 調査項目」であります。回答いただく方の基本属性の他、住まいや暮らしに関する項目、生活支援、

教育、医療、情報・コミュニケーション、人権、就労など幅広く調査を行いたいと考えております。

次に「4 今後のスケジュール」であります。昨日開催いたしました障害者自立支援協議会、また、本審議会におきまして、実施方針など大きなフレームについてご意見をいただいた後、7月から 8 月ごろになりますが、詳細な調査項目や内容につきまして、再度皆様からご意見をいただく予定としております。

9月以降、調査会社の選定、調査実施を行いまして、来年2月までに調査結果を取りまとめまして、年度内に調査結果を報告させていただく予定としております。

資料おめくりいただいて、2 ページをご覧ください。こちらは、前回 2019 年度に実施しました調査の質問リストとなっております。13の大項目といくつかの小問で構成しております。

来年度の調査は、このリストを基本とした上で、質問項目を適宜変更したいと考えております。

なお、前回の調査票につきましては、本日お配りの資料の後ろの方、参考資料 1 として添付しております。

全部で27ページ、103 問の質問となっております。

本日は、主に調査の実施方法や対象といったフレーム部分についてご意見をいただきたいと考えており、具体的な質問項目や設問等につきましては、次回の会議において、改めてご意見をいただく予定としておりますが、本日の会議におきましても、大まかな質問項目など、方向付け的な点でご意見をいただければ、参考とさせていただきます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

永田会長

ご説明ありがとうございました。大変大事な基礎調査というふうになっております。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご意見やご質問があればお願いいたします。

では辻委員、よろしく願いいたします。

辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。

この基礎調査、それこそ、障害者の生活全般についての調査ですので大変重要なことだと思います。

ただですね、まずは調査票だけでなく、ヒアリング等も実施していただきたいと思います。

というのも、設問項目はこれから変わっていくかと思うのですが、27 ページ、103の問いに答えるのはものすごく大変だと思います。私だったらちょっと面倒くさいなど。

そうすると、思っていることと、面倒くさいからこういう回答にしようというふうに適当に答えてしまう人もいるのではないかと思います。

また、最近は 구글フォームとか、そういったインターネットでの回答も、私なんか手が不自由なんですけれども、どちらかというとパソコンを使って回答ができると非常に回答しやすいので、その辺りも検討いただきたいなと思います。以上です。

永田会長

貴重なご指摘ありがとうございました。

調査の方法についてですけれども、回答かなり項目数が多いということで、なかなか回答が難しい方も含めてインタビュー調査という形と、あともう 1 つ、現在オンライン調査もとても増えてきている状況かというふうに思います。

比較的回答がクリックで大丈夫ということで、そういった調査方法も含めて検討いただけないかというご指

摘だったかと思います。

こちらについて事務局の方から何か回答、ご検討のできそうかどうかということとありましたらいかがでしょうか。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

はい。貴重なご意見、誠にありがとうございます。

来年度調査に向けまして、今後検討させていただきたいと思います。

前向きに取り組んでいきたいと思います。

永田会長

はい。前向きにご検討いただければと思います。

より多くの障害の方たちが、比較的ハードル低く回答いただけるということが、今後の施策を進める上で大変重要なことになっているかと思いますので、よろしくお願いいたします。

貴重な意見ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

では大瀧委員、よろしくお願いいたします。

大瀧委員

愛知県精神障害者家族会連合会の大瀧と申します。よろしくお願いいたします。

調査対象ですが、身体障害者の方で、聴覚や言語障害っていうのが、150とか50とかかなり数が減っていて少ないのですが、これは全体の1.4%と考えて良いのかどうかという点と、あともう1点ありまして、身体障害者が全体1,500人に対して、他の障害が300人から400人になっているんですが、そうすることによって取られたデータっていうのが、身体障害者寄りになってしまわないかなという懸念がありますので、その辺どうお考えか、お聞きしたいと思います。

永田会長

はい。調査対象者についての確認でした。

調査対象について、中身を見てみると差があるということ、また、母数的にした障害の回答数が多いということ、結果にそれが左右される可能性はないのかというようなご指摘だったかと思います。

こちらについてご回答の方よろしくお願いいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

ご質問ありがとうございます。

今回のこの身体障害者の内訳につきましては、実は前回と同じ回答者数としておりますので、割合が種別ごとに分らなかったものですから、全体の数に占める割合というのはちょっと出せないんですけれども、感覚的にこのくらいではないかというようなことで、いいのかなというふうには思っております。

また、身体、知的、精神の割合でございますが、先ほども報告させていただいた通り、身体、知的、精神ともに約1%くらいということになっておりまして、そのあたりは均衡を保っているというふうに考えております。

永田会長

はい。ありがとうございました。

大体人口比で抽出しているということですが、障害種別でということになったら多少の差が出てくるかと思います。分析できる人数を確保しながらということでのこの人数のご提案になっているかと思いますが、現状把握できるような形での検討をまた進めていただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。

特に、身体障害の中の人数の割合につきましては、こういった状況かということのご質問であったかと思いますが、またこちらについても確認いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

他、いかがでしょうか。

花島委員、よろしくお願いします。

花島委員

自閉症協会の花島です。

障害種別で1%というのは、全人口比で1%っていいですか。障害者に対してアンケートを取っている人数が1%、そういうことなんですね。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

はい。

花島委員

わかりました。自閉症は他の障害種に比べて人数がもうちょっと多いような気がするので、また調べてみます。

それとですね、資料1の今後のスケジュールのところのことで、来年度は、施策審議会は3回あるってということですかね。第2回を自分は見落としたかなと思って。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

障害福祉課の業務・調整グループの木村と申します。着座にて失礼いたします。

この資料上はですね、例年3月にやっておるものを、第3回障害者施策審議会というふうに書かせていただいております。

皆様ご承知の通り、今年度第2回ということで3月に実施させていただいておりますけれども、また来年度に入ってから、議題・報告事項の案件を取りまとめた上で、1回か2回か3回かということで、改めてお諮りさせていただきたいと考えております。以上です。

永田会長

はい。ありがとうございました。

古家委員からも手が挙がっていましたかね。お願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。視覚障害に関してになってしまいますけども、アンケート調査で点字版、音声版、拡大文字版って作っていただけているようですが、これは墨字の調査票を配られた後に、希望する媒体を選ぶ形でしょうか。どんな形なのかなっていうのが1点と、それから次に音声版っていうのは、データを送られる形なのか、もしくはCDのようなものに入って送られてくるのでしょうか？また、回答はどんな方法でしょうか？

CDの場合、その録音方法が音楽CDなのか、デジター版CDなのか？今回も資料を送っていただい

たんですが、音声でずっとデータを聞いていても、息が詰まるぐらい長かったです。例えば、サービスについても丁寧に説明がありますよね。このサービスはこういうサービスでこう、こういうふうでっていう形で、視力のある方はきっといらないなっていうところはパッと飛ばしていけるかもしれないんですけども、私たちの場合、次に何が書いているかわからないので、全部聞いていくことになります。これを全部103問ずっと聞くと、ちょっと息が詰まるので、必要な所へ飛ばせると助かります。

それからもう1点、対象者が身体障害者1,500人とありますが、括弧内を足してくと、1,000人なんですよ。この500人の差っていうのは何か意味があるのでしょうか。お願いします。

永田会長

はい。2点いただいたかと思います。

通常版以外の配布の方法・タイミングと、その中身についてということです。

事務局からご回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

まず一番ですね、対象者はこちらで選定をしてお送りする予定でございますので、それぞれの障害に応じたものをですね、当初からお送りさせていただきたいというふうに考えております。

それから2つ目につきましては、送り方について今ご意見いただきましたので、具体的なその送り方につきましては、意見を踏まえて検討させて実施させていただきたいというふうに考えております。

103問は大変長いとこちらも感じておりますので、配慮させていただきたいというふうに思います。

そして申し訳ないのですが、3つ目、数が違うという話ですが、今計算してやはり間違っておりますので、訂正内容は、また後日確認した上で、報告させていただきます。

永田会長

はい。私の方も気がつきませんで、確かに1,000人で500人はどこに行ったかという状況ですので、先ほどの内訳のご質問と合わせてまた回答をいただければと思います。

また、質問の回答方法ですけれども、先ほどの辻委員のご質問と同じで、できるだけ負担がない形でご回答いただけるよう、当事者団体だとかとご協議いただきながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では黒川委員、よろしくお願いいたします。

黒川委員

先ほどもちょっとご質問があったんですが、3の(3)の調査方法対象というところについて、身体障害者内訳を合計して10万人で1.4%という説明がありましてね。

知的障害、精神障害、発達障害の子の400、400、300、それから難病の300というのが、何か実感的にそうなのかなあと。⑥高次脳機能障害が300人というのは、先ほどの説明は、ほぼ1.4%でやっておりますというご説明だったんですが、知的障害と精神障害・発達障害の対象人数と、パーセンテージを教えてくださいたいと思います。

永田会長

はい。先ほど3つの障害については大体1.1から1.4%というふうだったかと思いますが、ご指摘の通り少

しそのあたりの差が出てくるのではないかと思います。

今すぐお答えいただけますでしょうかね。よろしくお願いいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

今、答えられる数字としましては、知的障害につきましては、今年度初め4万5千人程度となっております、この数に対する、400人という数字は大体0.9%でございます。

ただ、この発達障害者300人の中に、療育手帳、知的の手帳を持っている方も多分に含まれているということで、ただこの発達障害者、それから高次脳機能障害者につきましては、実際の数字というのが把握できない、手帳発行数と異なりまして、正確な人数が分からないものですから、この発達障害者を知的障害者に含めて知的障害者手帳を持っている人の割合とすると、大体1.56%になると。

同様に知的・精神障害者につきましても、⑥高次脳機能障害者の中にも、精神障害者手帳をお持ちの方が多くいらっしゃるかと思います。この方々を精神障害者の方と、手帳所持者数との割合を見ますと、大体今1%強ということになっております。以上でございます。

黒川委員

実数を教えてほしいんですが。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

すみません。知的障害者の今年度の初めの数としては、4万4千819人、精神障害者の今年度初めの数字は6万4千112人、これはどちらも名古屋市を除く数でございます。

永田会長

手帳に関しては国の方でも人数が出てくるんですが、発達障害等に関しては精神科を受診された方で概算をされていたりということで、実数がちょっと把握しにくいところがあるかと思います。一部に関しては、手帳を持っていらっしゃる方もいるということでの今のご説明だったかというふうに思います。

黒川委員、今の説明でよろしかったでしょうか。

黒川委員

はい。

永田会長

ありがとうございました。

この辺り、できれば同じパーセントでということになりますが、少し把握が難しいところがあるということでのご説明だったかと思います。またこの辺り議論があるところかと思うので、よろしくお願いいたします。

では重松委員、手挙げられていましたね。

重松委員

愛知県難病団体連合会の重松でございます。

この調査対象の人数のことなんですけれども、今回全体で3,200人ということなんですけど、先ほどから1%強というお話いただいていますけれども、ちょっと余りにも全体的に少ないんじゃないんかっていうような

気が私はしております。

難病を例にとりましても、難病患者、難病法の医療費の助成制度の受給者から抽出というふうになっておりますが、難病患者の中にも重篤な方は肢体不自由の手帳をお持ちの方もお見えになりますし、いろいろ複雑に絡み合っている方、重複でっていう方もいらっしゃると思います。

参考になる資料としてこの回収率が、去年前回のときは 47.5%というふうに出ておりますので、半分以下ということですので、この数で、基礎調査としての把握というのが、いかがなものかなというふうに思います。

あとですね、参考として、名古屋市さんの障害者基礎調査の人数をちょっと申し上げますと、身体障害者8,000人なんですね。調査対象が、知的障害の方、精神障害の方は3,500人。桁が1つずつ違うんです。難病の方も、名古屋市さんは2,000人抽出していらっしゃるんです。

愛知県さんは政令市等を除いてっていうことなので、その部分に関しては、名古屋市さんがされればいいことなんですが、それにしても、愛知県全体の数からすると、愛知県さんの調査対象は余りにも少なすぎる。

これで、この計画を立てていくための基礎的な調査といえるのかと、ここが私にはちょっと納得いかないなというふうに思っておりますので、是非ともご検討いただきたいと思います。

永田会長

ありがとうございました。

大体対象者が1.1でそのあと半分ということは0.5%程度ということになるので、そういう意味では、全体の割合から言うと本当に一部の方の回答になるんじゃないか。

もう少しこの対象者数を増やすことが検討できないのかというようなご指摘だったかというふうに思います。このあたりいかがでしょうか。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

はい。ごめんなさい。

数につきましては検討させていただきたいと思います。

永田会長

はい。ありがとうございます。

先ほどからできるだけ多くの方に回答いただくことで、っていうことがあるかと思います。愛知県にも様々な都市、市町村が含まれていて、市町村によってはまた状況が違ってくるところがあるかと思います。

そういう意味では、予算の関係等もあるかと思いますが、できるだけ多くの声を拾い上げられるというところについては、ご検討いただけるといいのかなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

その他いかがでしょうか。

では高橋委員、よろしくお願いいたします。

高橋委員

中村さんがずっと挙げられていたので、中村委員の方からお願いいたします。

中村委員

ありがとうございます。愛知県聴覚障害者協会の中村と申します。

このアンケートについてなんですが、確認したいことが2点あります。

聴覚障害者は150人というふうに記載がありますが、どのようなふう選ばれたのか、選ぶのか。

また、聴覚障害者といっても非常に幅広いですね、難聴者もいらっしゃれば、全く聞こえない方もいらっしゃいます。盲ろう者もいらっしゃいます。それぞれ、文の読むときの理解力もそれぞれまちまちです。

ですので、アンケート用紙を送られてきても、文章の意味を理解できない方は、回答ができるかどうか、やはり回答できる方も限られてくると思うんですね。文章を読んで、しっかり回答できる方っていうのは非常に限られます。

ですので、協会としては、やはりきちっと手話で回答できる環境の場を作っていただきたいと思っております。

盲ろう者の方については全員が点字を習得してるということはないですから、近距離手話とか触手話、また、手のひら書きといったコミュニケーション手段がまちまちです。

ですので、聴覚障害者は一人一人それぞれに合った、盲ろう者に合ったコミュニケーションツールに合った調査方法をしていただきたいと思いますので、その場をやはり設けて欲しいと思います。

それともう1点なんですが、(2)の委託事業の内、委託の内容ですが、調査期間中の問い合わせについて、その方法は多分、一般的には電話だと思います。それ以外のメールとかファックスとか、チャットで会話をする方法として入れていただけるかどうかという確認をさせていただきたいです。

以上です。

永田会長

はい。ありがとうございました。

1つ目は各障害、今回聴覚障害が主でしたけれども、どうやってその対象者を抽出をするのかという抽出の方法と、あとやはり一人一人状況が違う中で、その調査方法のバリエーションですね、ここに合わせたバリエーションを検討いただけるのかということが1点目だったかと思います。

あと、調査が始まったときに、問い合わせ先が書かれていると思うんですが、それが1つだと、なかなかアクセスが難しい方もいらっしゃるんじゃないかというご指摘だったと思います。

愛知県手話言語コミュニケーション条例を作ってそれぞれ情報をきちんと伝えるというふうな形になってきているかというふうに思いますが、そのあたりの対応について検討いただいていることや、今後検討できることがあればご回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

はい。事務局でございます。

まず最初は、抽出の方法ですね。手帳所持者の中から抽出いたしますので、その方がそういう聴覚障害ですとか、そういった障害の方を抽出して選びます。

ただ、この中で今言われたように、中途障害とか最初からの障害の方とか、いろいろいらっしゃるんですが今回の調査とどれだけうまくできるのかっていうのは、ちょっとまだわからないので調べさせていただいて、なるべくその障害の方が答えやすいようなやり方を考えられるように、検討させていただきたいと思います。

2つ目が、問い合わせ対応につきましてはメール・ファックス・チャットという話がありました。どれだけできるかわかりませんが、電話だけではなく、メール等でもできるようにしたいと思います。

メール・ファックス・チャットのやり方、いろんな手法があると思いますので、その内容につきましては次の業者との詰めを行っていききたいと思いますけども、電話だけでない方法で対応したいというふうに考えます。

永田会長

はい。ありがとうございました。

仕様の関係にもなってくるかというふうに思いますので、幅広い手法を検討いただければというふうに思います。

多分、手帳はランダムに抽出をされてということだとは思いますが、今ご指摘がありましたように、いろんな状況だとか程度があると思いますので、対応いただけるようご検討いただけると幸いです。

では高橋委員、よろしくお願いいたします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

1つ質問と、1つ要望になるんですけど、1つはですね、今の調査方法・対象のところで、身体障害者が政令市と中核市を除くとなっていて、多分手帳の発行元が、中核市は中核市で発行されているんですけど、他の障害種別では、中核市を除いていないので、ここだけ完全に中核市の身体障害者の調査が来ないということがはっきりわかってしまうのは、ちょっと私が中核市に住んでいるのもあって、ちょっと何か大丈夫なのかなというふうに思っています。ただちょっとそこはちょっと検討いただけるとありがたいなと思っています。なぜこう外れているのかなというのもあると思うんですけども。

あともう1つは、やはり回収率が前回50%切っているというところで、このあたりも、事業者の選定のときに、そんな工夫だとか、さっき質問も長いのでとか、Webへの回答とかいろいろあると思うんですけど、答えやすい方法をプレゼンしてもらうとか、やっぱり回収率を上げるところについても、事業者選定のところで1つ課題にしてもらってもいいのかなと思っています。以上です。

永田会長

はい。ありがとうございます。

中核市に関して、回答できますか。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

身体障害だけ除くで、あとは除かれていないという状況で、これでちょっと中核市に今高橋さんが住んでいらっしゃるということだったんですが、少し差が出てくるかというふうに思いますが、そのあたり、高橋委員のご指摘の通り発行したいということで、この中核市の扱いが異なっているということでございます。

またこの辺りについても検討させていただければと思います。

永田会長

はい。皆さんの要望が、回収率を上げて多くの方に答えていただくような形の工夫をしていただきたいということだったかと思いますので、引き続きご意見を伺いながら検討いただければというふうに思います。

その他いかがでしょうか。

では世良委員、よろしくお願いします。

世良委員

公募委員の世良といいます。よろしくお願いします。

どちらかというと第三者的に私が今お聞きしながら思ったことを申し上げたいと思います。

一般競争入札で事業者を選定するという事で、当然、この福祉に理解のある業者さんが応募される可能性はあると思いますが、その一方で、競争入札ということであれば、理解のない業者が選定される可能性もあると思います。

何が言いたいのかというと、ここにいらっしゃる委員の皆様はそれぞれ、まさしくご自身が、身を持ってそういった状況を把握していらっしゃるわけですから、その選定業者を選ぶ前の段階に置いてワーキングを行って、それぞれの特性に応じて、こういう方法でやって欲しいとか、こういう条件があるとかいうのを、当然県のご担当者も、ご専門の方も多いと思いますけども、なおさらですね、実態、ご理解されているといえますかね、ご意見お持ちの方が多いのですから、ワンクッション置く必要があるんじゃないかっていうのを私は思いました。

あくまで、今日お話を伺って思ったことですが、第三者的に申し上げたいと思います。以上です。

永田会長

はい、ありがとうございます。

仕様書の段階で当事者団体等の意見を聞きながら、より良い形で委託ができるようにというふうなご意見だったかと思います。

またそのあたりは検討いただくという回答でよろしいですか。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

はい。その通りで結構でございます。

永田会長

はい。では仕様書の段階から、皆様方のご意見を聞きながら、より良い形で委託ができるような方向で検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他よろしかったでしょうか。

今様々なご意見をいただいたかというふうに思います。

県の方でも今日いただいた意見を踏まえまして、より詳細を詰めていただければというふうに思いますし、また次回、今回のご意見をもとに修正の提案と、あと調査の中身についても上がってくるかと思います。

調査の中身については、前回と同様な形で今計画をされているというふうにお伺いしていますが、また委員の先生方は目を通していただいて、改めてご意見をいただく機会には次回来るかと思いますので引き続きよろしくお願いいたします。

では、こちらについてはご意見ありがとうございました。

本日の議題はこの調査票についてとなりますので、以上となります。

16 報告事項Ⅰ 2024 年度愛知県障害者施策審議会専門部会報告について

永田会長

次に、報告事項の方に移らせていただきたいと思います。

報告事件は4件予定をさせていただいておりますが、報告事項のⅠ、2024 年度愛知県障害者施策審議会専門部会の報告について、部会長の柏倉委員から説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

柏倉委員

柏倉です。よろしくお願いします。

今年度の専門部会での審議内容について報告いたします。

資料 2-1 をご覧ください。専門部会では、手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づく取組に関し、2024年度の主な取組と、2025年度普及啓発事業の方向性について、7月及び12月に部会を開催し、審議いたしました。

続けて資料 2-2 をご覧ください。県では、条例に基づく普及啓発事業を、毎年度、テーマや対象を検討しながら実施しています。今年度は、県民向けの交流セミナーの開催、コミュニケーション支援アプリの運用・周知活動、市町村職員向け避難所コミュニケーションセミナーを行いました。

まず、1の交流セミナーの開催内容とその結果につきましては、資料の通りとなっております。コミュニケーション手段の解説にあたっては、私自身講師として参加させていただき、さらに専門部会の委員の皆さんにも、動画で出演いただきました。生の声をお伝えすることで、障害の特性について分かりやすく伝えることができ、参加者の満足度も高いものとなりました。

2のコミュニケーション支援アプリの運用につきましては、交通機関の表示項目を新たに追加いたしました。

3の避難所コミュニケーションセミナーの開催内容とその結果については、資料の通りです。セミナーでは、専門部会委員の方々にもご登壇いただき、当事者の生の声をお伝えしました。アンケートの結果の通り、市町村の職員の理解を深めることができたというふうに考えております。

次に、資料 2-3 をご覧ください。条例では、災害などの非常事態の連絡体制の整備も主要な取組としていることから、県内市町村に対して調査を行いました。調査を通じて市町村の現状がわかってきましたが、委員からは、「アイ・ドラゴンなどの機器が設置してあっても、市町村職員が使い方を知らないのはいけない。」といった意見もありました。専門部会として、事務局である県に対し、市町村への普及啓発をしっかりと行ってもらいたいということをお伝えしました。

最後に、資料 2-4 をご覧ください。1の交流セミナーについては、専門部会委員からの意見を踏まえまして、開催方法をこれまでのホールでの実施からショッピングモール等での開催に変更し、内容もこれまでのトークショーに加えて、障害者コミュニケーション手段の体験コーナーを設置するなど、方法を変更いたします。

なお、委員からは「セミナーでデフリンピックの開催をPRして欲しい」さらに、「会場となるショッピングモールでの合理的配慮の事例を紹介して欲しい」という意見がありました。

2のコミュニケーション支援アプリの運用としては、「避難所」の項目を拡充します。

3の「避難所における障害のある人へのコミュニケーション方法」についての普及啓発リーフレットの作成及び配布は、新たな取組を実施するということで、事務局から提案があったものとなります。事務局案に対して、委員からは「手話の動画を作成し、その動画のQRコードをリーフレットに記載して欲しい」などの意見がありました。

専門部会につきまして、説明は以上となります。

永田会長

柏倉委員、ありがとうございました。

部会の方では積極的に様々な取り組みを進めていただいているところかというふうに思います。

こちらのご報告に対しまして、質問等コメントいただければと思いますがいかがでしょうか。

辻委員よろしくお願いします。

辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。

資料 2-2 の普及啓発事業の実施結果について、すごく良い会、交流セミナーを開催いただいて、すごくありがたいなというふうに思います。

ただ、参加者数のところで、動画視聴者数が定員150名について150名ということは、参加できなかった方がいらっしまったのかなってというのは、ちょっとお聞きしたいところです。

私もそうですけども、移動するより自宅でこういうのが見られたら良いので、もしこの辺り、受けきれなかった人がいるのであれば、次回見られるように定員を増やしていただきたいなというふうに思いました。

永田会長

はい。ありがとうございました。

せっかくの実施になりますので、多くの方に見ていただけるようにと思いますし、参加の申し込みに比べると、当日の参加者がとても少なかったってのが大変残念かなというふうに思います。どんなふうに伝えていくのかということについて引き続き検討いただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

柏倉委員

今、辻委員から、ご質問・ご指摘があった件は、専門委員会でもやはり出ました。

私の方からも事務局に、そのあたりどうなっているのって話をしたんですけど、どうもこれ人数によって費用が変わってくるということで、それはね、まずいんじゃないっていう話をお伝えしたところで、検討をするという回答をいただいております。とても重要なご指摘だと思います。

この人数を限定してね、伝わらないというのはもったいないので、是非聞きたい人には聞けるような体制で今後は進めたいなというふうに思っています。

永田会長

ありがとうございます。予算の都合で150人だったということかと思いますが、そんなに大きく変わらないと思うので、ぜひ多くの方に知っていただけるように工夫をいただければと思います。

その他、いかがでしょうか。

では高橋委員、よろしくお願いいたします。

高橋委員

はい。愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

すみません、ちょっと素朴な疑問なんですけれども、資料 2-4 の2枚目の方に、多分、コミュニケーション支援のところずっと出てきていると思うんですけども、この障害の種別分けのところ、(2)の主な仕様記載内容のところの2つ目の、災害発生時の避難所における聴覚障害、視覚障害、と書かれているところで、ぱつっとALSだけ、1つの疾病として書かれているのが、例えば神経系の障害だとかってない、多分県の資料全体がそのような区分けになっていて、ここだけポツと、個別の病気が入っているって何だろうって、ちょっと昨年度ぐらいから思っていて、ここに何か意味があるのか、何々障害みたいに分けるのであれば、神経系の難病だとか、なんかそういった区分けの方が、特定の疾患を特化しているように、ちょっとイメージを持ってしまうと、全くどうなのかなと思ひまして、ちょっとその辺りを教えていただきたいと思います。お願いします。

永田会長

これは県の方からの回答になりますか。

障害の区分けの部分で ALS だけとか疾患名になっているんじゃないか、何かこう意図があってということかというふうに思いますけれども。

障害福祉課 社会参加推進グループ 野村主査

はい。ご意見ありがとうございます。

そうですね。ここだけ個別の病気になっているというところで、なにか特段の意図があってこうしているということではなくてですね、おそらく過去の他の何かの資料を参考にして、引っ張ってきてこういった形になっているのかなとは思いますが、今ご意見いただきましたので、また記載の方法、他の難病の方も含むということが分かるような形で検討したいと思います。

障害福祉課 久野担当課長

障害福祉課担当課長の久野でございます。

ちょっと補足をさせていただきますと、専門部会はですね、この審議会から選出いただいている委員さんの他に、あと専門委員ということで、いろんな方にご参加をいただいておりますので、専門部会の委員の中に日本ALS協会の愛知県支部の西尾様にご参画をいただいておりますので、おそらく、ちょっと推測で申し訳ないんですが、その専門部会で議論する中で、協会から代表でご参画されているということで、具体的に ALS という表記をされているんじゃないかなっていうところは、思っておりますけれども、今後、資料の方は整理をさせていただきたいというふうに思っております。

永田会長

では重松委員、よろしくお願いいたします。

重松委員

愛知県難病団体連合会の重松でございます。

難病のうち ALS だけが入っているっていうことに関して、私もちょっと疑問を持っていました。

というのは、私自身は、脊髄小脳変性症多系統萎縮症の患者会の出身でございます。

多系統萎縮症の方は、文字盤ですとか視線入力ですとか、いろいろなコミュニケーションツールを使うことができないタイプの障害でございます。

目が震えてしまって、文字盤を見る、指し示すことができないということもありますし、それから手とかが震えてしまいますので、何かしらのスイッチを押すとか、そういうこともできない障害が出てくる病気であります。

やはりそういう方々は、目も見えているし、耳も聞こえている状況ですけれども、全くコミュニケーションをとることができないという状況ですと過ごされるという方が、難病患者さんの中にはそれなりの数いらっしゃるということのご認識も、是非とも持っていただきたいと思ひますし、ALSさんだけがコミュニケーションで苦勞されているということではないということも、この方々や、それから行政の方々にも、知っておいていただきたいなと思う次第です。

永田会長

はい。ありがとうございました。

難病なんかには、本当にいろんな疾患が含まれていていろんな状況があるかというふうに思います。

そういう意味ではALSはとても代表的なもので、申請も多いということはあります。けれども、違う疾患の方で苦勞されている方にもきちんとメッセージが届くようにということもあるかと思います。またご検討いただければと思います。貴重な意見ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

では内藤委員、よろしくお願いいたします。

内藤委員

重症心身障害児者を守る会の内藤と申します。

避難所における障害のある方とのコミュニケーション方法の配慮のところなんですけど、私、自治会の方の防災組織体制のこの組織表を、自分の地域の組織表持ってきたんですけど、生活班とか救護班とか、防・消防火班とかいろんな班があるんですけど、福祉班とかこういう配慮が必要な方たちの窓口はないのが現状で、いろいろな障害の方が地域の中にはいらっしゃると思うんですけど。

その方が災害にあったときに、避難所に来るよって、そのために何を準備しておかなきゃいけないのかなって、どんな人がいらっしゃるのかなっていうことを考える窓口がそもそも地域の中にはないっていうのが現状で、こういう啓発活動とかをどうやったらそれぞれ住んでいらっしゃる地域の地域のところでも知っていただくとか、窓口の方がもう少し工夫できるように日頃から準備をしていくとか話し合っていくとか、地域の障害の方たちを呼んで、いろんな準備を進めていくっていうところを、もっともっと進めていかなければいけないんですけど、自治会の方にはそういう窓口が、そもそも班がないっていうのを知っていただきたいっていう。

市町村の方に落としたところで、そこで止まってしまって、それぞれの自治会のところまで行ったとしても班はないので、この件を受けとめるところがないんじゃないのかなと思うんですけど、そのあたり県の方からそれぞれの市町村からもっともっと下に下ろしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

永田会長

はい、ご意見ありがとうございました。

こちら、2025年度、来年度の実施計画になるかと思いますが、運営を担う自治会にリーフレットを届けたときに、それを受けとめる責任者というか、その窓口が現状ないっていう意味でいうと、このリーフレットが届いてもそれが活用できるかというのが難しい可能性があるんじゃないかというご指摘だったかというふうに思います。

こちらまた、部会の方で引き続き議論をいただく形にもなってくるかと思いますが、県の方から何か回答ございますでしょうか。

障害福祉課 社会参加推進グループ 野村主査

ご意見ありがとうございました。

今回はその普及啓発のリーフレットの作成ということで、資料にもあります通り、避難所の運営を担う自治会だとかボランティア団体の方などを対象にして普及啓発を実施するということで予定しております。

普及啓発をするにあたって、その実効性を持って啓発をしていくところが大事なかなと思いますので、今回は大まかな中身・内容のところについて記載をさせていただいたんですけども、また今後、有効な配布方法だ

とか、その辺りも含めて検討していきたいと思います。

永田会長

ありがとうございました。

ぜひ継続的に本当に地域レベルで情報が共有されて、進んでいくような形にしないと、リーフレットどっかにいってしまう、届いたときは何とか理解ができていたんだけど、そのあとは…ということにならないように、これが有効に継続的に地域の中で活用いただけるような工夫についても、ご検討いただければと思います。

来年度の事業になるかと思いますが、引き続き検討よろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。

では大瀧委員、よろしく願いいたします。

大瀧委員

はい、愛知県精神障害者家族会連合の大瀧と申します。

普及啓発事業は来年度ですか、我々ちょっと精神障害いろいろ活動しているんですけど、ここの各障害の種別とかありますけど、そこに精神が入ってないんですが、精神はこういう避難所もそうですし、一般地域の中でも結構怖がられたりするので、その辺の普及啓発にも精神を入れてもらいたいなというふうに思っています。お願いします。

永田会長

はい、ありがとうございます。

今回の部会の方は、手話言語コミュニケーション条例の中での対応ということではあるかと思いますが、ご指摘のように、不安な形でどう伝えるのかということにも関わってくるのかなというふうに思いますので、今後県の方としても、その辺り含めてご検討進めていただければと思います。

特に災害のときの避難所の対応については、同じことに繋がってくるかと思いますがよろしく願いいたします。

その他よろしかったでしょうか。

では報告事項まだいくつか残っておりますので、先に進めさせていただきたいと思います。

17 報告事項2 第3期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標について

永田会長

続きまして、報告事項の2、第3期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標について、事務局の方からご説明よろしく願いいたします。

教育委員会特別支援教育課 振興・就学グループ 西澤主査

愛知県教育委員会特別支援教育課振興・就学グループ、西澤と申します。

日頃は本課の事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

資料3の1ページ目をご覧ください。昨年2月に策定しました、第3期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標について、抜粋して説明させていただきます。

左側、真ん中あたり、「3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用及び引継率の向上」の欄です。通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育支援計画及び指導計画の作成率は、真

ん中ほどにありますように 80%程度、公立中学校から高等学校等への引継率は 75%程度となっております。今後、右側の目標の数値に達するよう、県教育委員会が発行する「小・中学校『個別の教育支援計画』作成ガイドブック」の内容を職員に周知するとともに、作成した計画の活用を図ることで、その重要性を実感できるよう働きかけて参ります。また、個別の教育支援計画啓発リーフレットを活用し、作成や引継ぎに関する保護者の理解を得ることができるよう、促して参ります。

続いて右側、下から 2 つ目の囲みです。「全ての教員を対象とした専門性の向上」、ⅡのⅠ「特別支援教育に関する知識・理解の向上」の欄です。ここも数字が、95%前後で入っておりますけれども、研修の参加率が、こちらの数字です。今後も引き続き、研修への参加を促すとともに、全ての教員が適切な支援・指導を行うことができるよう努めて参ります。

教育委員会特別支援教育課 指導グループ 山田課長補佐

次に、特別支援学校の推進方策の目標について、特別支援教育課指導グループの山田から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

Ⅰ ページ目、第 Ⅰ 章の「連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実」、Ⅰ の 5 番ですね、「医療的ケアの体制整備の充実」についてです。2021 年 9 月に施行された、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、家族の負担軽減、離職防止を図る目的のもと、保護者による付き添いがなくても、適切な医療的ケアやその他の支援が受けられるようにするため、医療的ケア児通学支援モデル事業及び医療的ケア児校外学習付き添いモデル事業の、2 つの事業を今実施しております。今後、実施するすべての医療的ケア児が利用することができるよう、対象校の拡大を目指して取り組んで参ります。

続いてⅠ ページ目の第 2 章、右側になります。「全ての教員を対象とした専門性の向上」についてです。

真ん中、下のところ、Ⅰ のⅠ、特別支援学校教諭等免許状の保有率 100%に向け、免許状未保有の教員全てに対し、取得に向けた計画を提出させ、県の認定講習や大学の公開講座などを受講して、早期に免許状を取得するよう強く指導するとともに、引き続き、愛知教育大学を始め県内の大学に現職教員に対する公開講座の拡充を要請するなど、速やかな免許状取得に向けた環境づくりに努めて参ります。

続いて2ページ目になります。めくっていただいて、第3章のところです。「学びの場を充実するための施設・設備等の整備」のところです。Ⅲの2、特別支援学校の新設についてになります。三好特別支援学校の教室不足を解消するため、豊田市内に知的の特別支援学校を、また、港特別支援学校における長時間通学を解消するため、名古屋市天白区に肢体不自由特別支援学校を、それぞれ、2027年4月の開校を目指し、整備をして参ります。

続きまして、第 4 章、下のところになります。「卒業後の生活への円滑な移行」、Ⅱの 2、「就労先の拡大」についてです。

近年の動向としてですね、特別支援学校高等部卒業生全体における一般就労の就職率は、第2期プラン、この前のプランの期間中ですね、30%台の後半で推移をしており、横ばいとなっております。この背景には、インクルーシブ教育システムについての社会の理解が進んだことにより、特別支援学級の中学生の進学率が高くなっている状況があります。特別支援学校の高等部への進学率が低下していくことにより、高等部卒業後の一般就労を希望しない生徒の割合が増えてきていることがあると考えております。こうした状況を踏まえ、これまで目標に掲げていた、卒業生全体における就職率を上げるという目標ではなくて、一般就労を希望する生徒の就職率を 100%にすることを目標といたしました。また、一般就労を希望しない制度を含め、生徒一人一人に合った進路の方向性を見いだすことに力を入れていきたいと考えております。

「第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）」では、ただいまご説明した内容の

推進方策を目標としてですね、取り組みを進めております。これまでの実施状況につきましては、次年度の施策審議会でご報告をさせていただきたいと考えております。

今後、本推進計画に基づき、愛知県の特例支援教育の一層の充実に向けて着実に取り組んで参ります。よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

永田会長

はい。ご説明ありがとうございました。

課題としてまだ引き続き取り組んでいただかなければならないところもあるかなというふうに思いますが、今ご説明いただいたことについてご質問、コメントがあれば委員の先生方からよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

高橋委員、よろしくお願いいたします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

今回ですね、特例支援教育についてのご説明だったかと思うんですけども、なかなかこう、学校のバリアフリーが進んでいない。私どもの団体でも何度も教育委員会の方ともお話をさせていただいているんですけど、一般校に対しての、障害のある生徒への配慮支援ってところが、全然進んでいない。

今回の計画にも入っていないというところで、その辺りはまた教えていただきたいところと、先ほど一般の各高校に行かれる支援が必要な生徒さんがいらっしゃるって話で、その進学や就職の支援だとか、なかなか特例支援学校からの一般就労が難しいところが増えているってお話だったかと思うんですけど、一般の高校に行かれている配慮が必要な生徒さんの支援っていうのは、誰が行っているのか、そこもこぼれてしまっていないのかな、ということが気になっていきますので、もし分かれば教えていただきたいです。以上です。

永田会長

はい。重要なご指摘ありがとうございました。

選択肢が増えるということで、地域でバリアフリー化が進んでないと選択肢がなかなか難しいということだったり、一般の高校に進んだ後、どういうふうな支援をしていくのかということも課題になってくるかと思います。

今のご質問に対して、現状についてご報告いただいてもよろしいでしょうか。

教育委員会特例支援教育課 振興・就学グループ 西澤主査

はい。失礼いたします。ご意見ありがとうございます。

まず、バリアフリーのことについて、県立学校のことについてになりますが、合理的配慮というところで、高校に進学した方でバリアフリーの必要のあるお子さんについては、本当に個別に、事案を各学校から吸い上げて、その都度、例えば階段昇降機をつけたりというところを高等学校教育課が担当にはなりますが、進めておるところになります。

続いて、高等部に進んだ場合の進路も含めてですね、高等学校教育課の担当にはなりますので、自分の方から、具体的なその進路の支援についてというところが申し上げにくいのですが、特例支援学校のセンタースタッフというところもありまして、高校の方から相談があった場合は、特例支援学校の方からそういった相談に乗ることもございます。

永田会長

はい、ありがとうございました。

今のお話だと、要望が上がってから動くというふうなお話になってくるかというふうに思います。多分これからもっと、地域の中で生活をされる障害の方も増えてくるかというふうに思いますので、ニーズをくみ上げてというところが大変重要なことになってくるかというふうに思います。特別支援が中心になるかと思いますが、一般の小・中学校、高校との連携も強めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

他いかがでしょうか。

では内藤委員、よろしくお願いいたします。

内藤委員

はい。守る会内藤です。

それぞれの特別支援教育の充実というところで、こういう数字が目標出ていると思うんですけど、インクルーシブ教育も推進していくということだと思うので、どういったふうに一般の小学校・中学校の中に障害のある特別支援教育が必要な子たちの割合が増えていくのかなっていうことが、数値でしっかり目標立てていないと、分からない。これまで10年でどうだったか、ここから先10年でどうなっていくかっていうことも、数値目標として出しながら、そのための整備ということで、車椅子が対応できるような校舎を作っていくとかトイレの整備とかっていうところも、計画の中とあと実際のどのくらい生徒数が増えてきたのかっていうところもしっかり見えてきたほうが、愛知県としていいのかなって思うんですが、いかがでしょうか。

永田会長

はい。ご質問ありがとうございます。貴重なご意見だったかというふうに思います。

なかなか今、数値として上がってきていない、一般の通常級だったり、地域の学校に行っている数を、インクルーシブを進める上でどう増やしていくのかということについて、見えないとなかなか進んでいかないんじゃないかというようなご意見だったかというふうに思います。

その辺りいかがでしょうか。

教育委員会特別支援教育課 振興・就学グループ 西澤主査

はい。ご質問ありがとうございます。

公立の小・中学校になりますと、市町村立の学校ということで、実際は市町村の方が中心になって進めていくということになりまして、その市町村の対応等々、指導主事等にはですね、県の方から会議や研修を行って、合理的配慮のほうを、必ず合意を得ながら進めていくっていう話等ですね、徹底しております。

実際に何かしら数字を集めてっていうことになりますと、なかなかどこまで多くカウントするかという話であったりだとか、実際数字をとというのはなかなか難しい面も、今現在あるかなというふうに考えておりますので、その合理的配慮が好事例でうまくいって、このような取り組みで地域の学校に帰ようになったよっていうお子さんなどの好事例を全県に展開して共有しながら、より多くの子どもたちが地域の学校に学びたいという思いがあらわれる保護者の方も思われている。そういった好事例をそれぞれのケースに合わせて、市町村ができることをやっていく、っていうのを手助けしているというような理解でお願いしたいと思います。

永田会長

はい、ありがとうございます。

おそらく個別支援計画を立てるのが今パーセントで出ているんですけど、人数的に少しずつ増えてきているのではないかというふうに思います。

ただ、人口というか子どもの年人数も違いますし、必要な方がどのぐらいいるかということとかとはまた別にはなってくるかと思いますが、市町村がそういった施策が進められるよう愛知県としても投資をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

古家委員が手を挙げていましたかね。

よろしくお願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

何ていうか素朴な疑問なんですけども、今回も特別支援学校が新設されたっていうようなことが書かれていますけども。特別支援学校は特別なところに新設しているわけですね。一般の学校とは違うところに新設しているっていうのは、このインクルーシブ教育を進めるにあたって、どうしてなのかなって。もちろん一般的にも施設から地域へと言いながら、施設はまだ新設されるようなところがあるので、一定数必要な方はいらっしゃると思うんですけども。

例えば、この特別なところに新設せずに、今ある学校の1階を特別支援学校にするだとか、施設だとかスペースだとか難しい点ももちろんあるとは思いますが、何かもう少しこう、一般の学校とくっつけるような形で今後考えていただけた方が、何かあんまり特別、特別、で特別な場所ばかりで学校が作られるのも、ちょっと何なんだろうなって、よく疑問で思ってます。以上です。

永田会長

はい。大事なご指摘ありがとうございました。

これから少子化でちょっと校舎が余ってくるかもしれませんが、物理的に離れていると、どうしてもやっぱり交流が少なくなったり目にしづらいということが出てくるかと思います。

今後の方向として、ニーズにある学校、先ほど遠方から通う方ができるだけ地域の中で、ということでご説明もあったかと思いますが、本当に広く交流しながら障害があってもなくても、地域で暮らせるような方策をまた検討いただければというふうに思います。大事なご指摘だったかと思います。

その他、では世良委員、よろしくお願いいたします。

世良委員

公募委員の世良でございます。

大きく2つあるんですが、まず1つは、この資料3の第3期愛知県特別支援教育推進教育における推進方策の目標の、先ほどの数値の絡むところで質問が数点あります。

これって完成年度目標でしょうか。第3期ということで、まだこの後、将来的に第4期、第5期というのがあるんでしょうか。といいますのは、数字を見て若干違和感を感じるのが、まず左のページのⅠの3の、ざっと80%というふうにおっしゃったんですけども、説明では97.8%が幼稚園、小学校が88.1%等々であるのが、目標数値100%完全達成を目指していると。その下もそうです。

ですので、完全達成を目指しているのかなと思いつつですね、右のページの一番下を見るとⅢの特別支

援学校の研修の充実一番右下です。現況の数値が、理解度 98.4%等、まさしく 100%に近い数値でありながら、目標数値が90%と下がっていると。これはちょっと理解しにくい。

この数字だけ見ると理解しにくいご説明があるかと思っただけでなかった。コストもかかるかもしれませんが、非常にこれは不思議な数字だなと思います。

もう一つこれに関連しまして、数値目標で上げる以上は、例えば左の一番最初の上にある校(園)内の支援体制の充実ですね。2023年度は13講座実施とありながら、右の目標は講座の実施としかありません。これは、13より多くを目標としているのか、それとも最低1講座でも実施すれば目標達成するってことになるので、数値の表現がまとめると違和感があるのが3ヶ所あります。

すなわち、今最後に申しました講座の実施というのは数値目標になっていないと思います。

100%というところはそれはそれでいいのですが、果たして本当にそれが実施できるのだろうか、2つ目です。

3つ目が、私としては最大の疑問点ですけども、一番下の、98.4%が90.0%。有効数字が小数点以下ですが、90%以上というふうに下がっていると。このあたりのご説明をいただくと良いと思います。

もう一つ意見があるんですが、ここまでで一旦質問を終わらせていただいていいでしょうか。

永田会長

目標値の設定について、目標達成できないような目標であったり、今よりも少ない目標であったりするところについて、どういうふうに定めたかというようなご確認だったかと思います。

こちらについてご回答できますでしょうか。

教育委員会特別支援教育課 指導グループ 山田課長補佐

はい。まず特別支援学校の数値の98.4%が90%以上というところのご説明をさせていただきたいと思います。こちら、毎年度というところですね、2022年は98.4%でしたが毎年90%以上、このところでアンケート調査である以上いろいろなご意見が、実際文章でいただいたりもしております。

そういったところを踏まえて、理解度がしっかりと行けるようにというところで、90%以上を、もうとにかく継続するというところでこのような数字を上げさせていただいてはありますが、ただここも逆に100%いるというところが、なかなか全体のところで難しいところかなというふうに、ここは逆にそうやって考えてしまってよろしいのかなあとは思いますので、ちょっとまた今後の推進方策を探るにあたってですね、こういった表の中の統一というか、そういったところも踏まえてご意見としていただきたいと思います。

続きまして、講座の実施のところですけども、数字を入れるかどうかもちろん検討段階では出たわけですけども、13校の講座を実施したからよしということではないということを、課の中では統一して認識しておりますので、講座の内容・中身も含めて受講者の対象もやっぱり変わったりすることもあるので、数が減ることによって、でも効果的より、結果的には、特別支援教育の充実に繋がったであろうということも含めて、ここに数字を入れるのをちょっと取り止めたという経緯がございます。

そして、100%の支援計画指導計画の方ですけども、もちろんこの数値の方ですね、今満たしているものもあるわけですけども、やっぱり誰一人として特別な支援を必要とする幼児児童生徒を取りこぼしたくないという思いでおりますので、100%完全達成ということを目指して、2028年目指して頑張っていきたいというふうに考えております。以上です。

永田会長

ありがとうございます。

それぞれ項目によって違う形での目標値の設定であったというふうなご説明だったかと思います。

世良委員、続けてお願いいたします。

世良委員

今のご回答ありがとうございました。

確かに目標が数値等々ありますので、数字とは限らないというのが分かりました。

1つだけあえて言えば、その講座の実施というところは、数的な向上ではないんだということであれば、例えば実績向上を目指すとか言う表現の方が、何となくすんなりいきます。

ただ、実施すればいいというふうにとれてしまうので、そういった工夫をしていただくと良いと、ただ重箱の隅について苦情を言っているわけではなくて、特に私、公募の立場ですので、県民の目線で、何か違和感を感じたということは申し上げたかったんです。

2つ目の意見になります。おそらくこれ、これまでもこういった調査といいますか、目標管理等々されてきたと思いますし、先ほど実は資料1の議題のところでも、よっぽどこのことを発言しようと思って手を挙げたんですが、違うことしゃべってしまったんですが、資料、別紙の43と、43から47のあたりとも関連するんですけども、やはりどうしても障害者の方の福祉という、特別支援学校であるとか、通級学級だとかそこに目線が行きがちなんですが、私のこれまでの高校大学の教員経験、或いは実はこれ以上言えませんが、教育相談を担当しておりますと、これも断片的かもしれませんが、一番問題なのは、通信制の高校です。私立の通信制高校が非常にたくさんできてきて、或いは文科省の行政方針等々で、通信制の大学もまた4月に開学するっていう話も聞いていますけれども、結構そちらの方をまさしく心身障害、特に心にお悩みを持つ高校生等々、非常に世の中に増えています。そういったところを、どこまで把握していただいているのか、或いは今後の施策として、ザルとして抜け落ちてしまうのではないかと思うんですね。おそらく、もちろん通級学級にしても、特別支援学校にしても、存在価値はあると思いますけども、それ以外の教育の世界ってのは、もっとこれから広がっていくと思いますので、そのあたりを今後どうしたらいいかっていうのは、今ここで結論出る問題ではないんですけども、大きな課題ではないかということを意見で申し上げたいと思います。以上です。

永田会長

はい。貴重な意見ありがとうございました。

本当に学校の幅といういろいろな種別が増えてきて、特に通信制高校、毎日通わなくていい学校に障害を持たれた方も選択して通学をされているっていうことも、今後もっと増えてくる可能性があるかというふうに思います。高校の中に、もしかしたら中学校の中にも入ってくるかと思いますが、通信制高校だとかも含めて、何か今、検討なさっていることがあればというふうに思いますが、いかがでしょうか。

今後、検討も多分進んでいくということになってくるのかどうか難しいところですかね。ただ、今ご指摘のありましたように、おそらく通信高校だとか、中学校も含めてだと思いますけれども、子どもたちの進学先として含まれてくるということは、十分あり得ることかと思いますが、そういったことも踏まえながら障害を持ったお子さんたちの、ある意味では教育を受ける権利をどう保障していくのか、その中でどうきちんと個別支援をしていただけるような体制を後押ししていくのか、ということについてはぜひ検討を続けていただければと思います。よろしくお願いいたします。

世良委員

はい。ありがとうございます。今言っていただいた通りでいいと思うんですけども、おそらく通信制高校なり等の、おそらく枠組みの中になかったと思うので、ぜひ、そういったやはり意見といいますか、造詣のある方ですね、将来的に反映できるような体制づくりをぜひお願いしたいと思います。以上です。

永田会長

はい。貴重な意見ありがとうございました。

野々下委員、よろしくお願いします。

野々下委員

はい。すいません、愛知県セルプセンターの野々下でございます。

まず最初の障害者基礎調査もそうだったんですけども、ちょっと行政の皆さんの現場の実態、状況の把握の仕方というか、その掴み方に少し問題があるのではないかというふうには思っているんですけど、特別支援学校の話で言いますと、学校の先生方の福祉に関する知識の質の問題はすごくあると思っていました。

今世の中というか、日本はインクルーシブなところに入っていけないといけないんですけど、国連の方も、なぜ日本は特別支援学校そんなにいっぱい作っていくんだと。そうすることによって、お子さんが大人になったら、もう福祉の方に行って、地域に溶け込めないんじゃないかみたいなのは国連から指摘があるとこなんですよね。

実際は、我々福祉で、先生方がよく見えるんですけども。特別支援学級の先生方と特別支援学校の先生方の福祉に対する知識の差ってのは歴然としているってところがありまして、また、熱意のある先生の場合はその学校はそうですけども、異動されたりする場合はまた極端に熱がなくなってしまうという問題もあるので、そういったところも一度対策を練っていただいて、未来あるお子さんたちですので、教育のところで考えていただければと思います。以上です。

永田会長

はい。貴重な意見ありがとうございました。

専門の資格を取られている方も、まだ愛知県はかなり少ないという状況がありますので、できるだけ等しくいろんな場所で理解を受けてご支援いただけるような体制を、これからも強力に推進をしていただければと思います。あれはある意味で日本の全体の課題というふうなところでもあるかというふうに思います。よろしくお願いいたします。

もう一人、柏倉委員よろしくお願いいたします。

柏倉委員

すみません。時間を長引かせてしまうといけないんですけど、私、教育委員会さんには再三言っているのもまたかっていうことなんですけども、国連の勧告を日本は受けていて、インクルーシブ教育の推進をしなければいけないと、特別支援学校・通常学校のいわゆる分離教育が、この先進国では最も深刻な状況になっているということで、イエローカードとかレッドカードが今出ている状況なので、なぜ特別支援学校をいっぱい作っていくんだと、この後に及んでって。そうすると、回答として文科省は、それは親のニーズがあるんだと、特別支援学校に行きたいという子どもがいっぱいいるので、作らないといけないと答えるんだけど、これよく見えてみると、通常の学校での支援が適切に行われていないので、特別支援学校を選ばざるをえないということなんです。

すよね。

普通の子に入れてもらいたいけど、車椅子の子どもが行っても、もうひどい目に遭う。或いはその就職指導も全然してくれない。特別支援学校は手厚くやってくれる。ただ選ばざるをえないっていう状況があるので、じゃあそれを変えるにはどうしたらいいかっていうと、この資料3でいくと、通常の学校における特別支援教育をもっと手厚くしなきゃいけないんですね。それで見ると、まずこの資料も本当に、ちょっと駄目駄目だし、言っちゃ悪いんだけど、やっぱ数値は出さないでだめです。国の障害者施策の数値目標でも全部数字上げています。数字を上げないと、今やってもやらなくてもいいっていうことにしか受け取られなくなっちゃうんですね。

例えばね、一番いつも言っているのは、第2章の1の、小中学校の特別支援学級の担任の免許の保有率、25.9%、要するにほとんど素人の人がやってるってことですよ。全国平均を上回るのが目標全国平均も30%ぐらいなんですよ。だからそんなの目標でも何でもなくて、ただ、じゃあその専門家はいないんだよっていうふうに校長先生に聞くと答えるんだけど、そんなことはないんです、今特別支援学校の免許を取る教員増えてきているんだけど、そういう配置をしてないんですよ。ここで言うのはちょっとあれなんだけど、少人数の学級だから、ちょっと通常の学級担当するのがしんどくなった先生が、ちょっとそこでやってくれとかね、もう定年が近い人がやるとかそういうようなことをやってる学校が多いですよ。ですからそれは、教育委員会のっていうのは人事権も持っているんで、そういうところを配慮して、より専門性の高い教員に担当させるっていうことをやれる話なので、そういうことのやる気が問われていると思います。

それからですね、一番はここですね、次のページの4番の「人事交流の活性化」。これほとんどやってないわけですよ。1とか2とかね。要するに、何もやってないということなんですよ。で、これ前言ったことあるんだけど、そうすると難しいっていうふうにおっしゃるんですね、教職員課なんかは。難しくないですよ。

例えば静岡県は、すべての教員が特別支援学校で3年間は経験しなきゃいけないというルールがあって、小学校・中学校・高校・工業高校の先生ですら、特別支援学校で経験を積んで、普通の学校に戻って、今、高等学校でも障害のあるお子さんいっぱいいますよ。もう特に発達障害の子や知的障害のお子さんも表に出てこないけどいっぱい入っていますよ。そういうお子さんたちの支援、専門性を持ってやれる人がいないんですね。

ただ、制度としては、各学校に特別支援教育コーディネーターっていうのが1人いるんだけど、少なくともこのコーディネーターさんは、特別支援学校を1回経験した人じゃないとやれないはずなんですよ。他県を見るとそういう制度がどんどん今進んでいるんだけど、愛知県は手付かずで、目標も「人事交流の実施」。全然これやる気感じないですよ。実施ってことは、1人2人やれば、目標達成。これではちょっと県民は納得しないと思うので、私これ何度も言ってるので、また繰り返し言いますけど、ぜひ次年度はこういう目標設定にはならないようにお願いしたいなと。

あとですね、私もいろんなところで研修とか研究会をやっていると、小中学校の教員から本当に悩み相談を受けるんですね。これは第3章の2の小・中学校「通級指導教室」の設置のとこなんだけど、これ「設置拡大」っていう目標も何かよくわかんないんですけど、その数、通級指導を担当する先生たちが専門性がないんですよ。ないっていうととても失礼なんだけど、そうじゃなくて、研修の機会もほとんどないんですよ。なので、私たちも学びたいけど、その研修をやってくれないと、我々のところに来て研究会なんかで勉強されていたり、免許を取るための認定講習って県がやってくださっているんですけど、その講習もやっていますけど、そういうときに、その講習が終わった後で相談に来るんですね、こういうお子さんがいて困っていると。そういうことを何かやる場はないんですかってことですよね。

年に1回か2回講習があるっていうこと、市町によって実態は違うと思うんですけど。ですからインクルーシブ教育の推進ということ、複数の委員からご指摘ありましたけど、これを進めるためには、まずは小中学校や高等学校の通常の学校の教員の障害児に対する理解を深めなきゃいけない。これは人事交流も含めて、通

級指導とかそういうところにまず重点を置くべきで、新しい学校をどんどん作るのも結構なんだけど、そっちの方やってかないと、これは全国的に見ても遅れてしまうことになるので、ぜひですね、この辺り、目標の設定の仕方も踏まえて、再検討をお願いしたいと思います。この件について、ご回答は結構ですので。

永田会長

貴重なご意見ありがとうございました。

もう愛知県の特別支援教育の免許の保有率の低さは、もうここ10年近くずっと課題になっていて、全国平均を上回るという目標じゃなくて、50%とか100%とか、先ほどの個別支援計画も100%にするなら、もっとその辺りは進めていただければと思いますし、実際地域でなかなか障害を持った方が十分な教育を受けられないという状況自体をどう改善していくのかっていう意味で言うと、先ほど特別支援の対応ではないので、高校の方でという話だったのですが、すべてのお子さんにやっぱり特別支援が必要な状況なので、特別支援課とかそういう枠を超えて、教育委員会として検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。大変貴重な意見ありがとうございました。

では花島委員、最後で。

花島委員

すみません。このつながりプランを決めるときにも、この小中学校の特別支援学級担任の免許保有率の全国平均の話は私からさせてもらって、それを言っていたいて、柏倉先生ありがとうございますとっておりますが、ちょっと、さんざん個別の支援教育支援計画とか個別の指導計画のことを意見したり、取り組んできた中でちょっと恥ずかしいんですが、自分自身が、個別な支援を必要とする幼児児童生徒対象っていうのは、括弧がついていて、このところ、特別な支援を必要とする、その生徒のうち、計画作成率っていうことなんです。

となると、この特別な支援を必要とする幼児児童生徒対象というのは、どういう定義なのかっていうのをちょっと確認したい。母数が全生徒ではないということなので、はい。

永田会長

こちらは母数の算出方法についてお伝えいただければと思います。

教育委員会特別支援教育課 振興・就学グループ 西澤主査

はい。学校内で、担任を含めまして学校の職員が、この子は特別な支援を必要とするというふうに、対象だというふうにとらえた生徒・児童・幼児児童生徒を対象としています。

花島委員

保護者からの要望も入りますよね。教員からだけですか。

教育委員会特別支援教育課 振興・就学グループ 西澤主査

校内の委員会等がありますので、そのところでこの子は、もちろん保護者からの要望も含めてですね、特別な支援を必要とすると、考えている・認めている幼児児童生徒が対象となっています。

永田会長

よろしいでしょうか。

花島委員

わかりました。困っている子を拾うところでフィルター結構かかるので、それも難しいところなので、学校側の先生が拾った人が対象ということなら、なおのこと100%お願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

永田会長

そのあたりやっぱり感度を上げていくかということだったりとか、大分個別支援計画が保護者の方にも十分周知されて、希望がきちんと上がってくるようになってきているのではないかと思いますけれども、必要なお子さんたちにすべて届くように支援計画を作るところで、立ちどまって子どものことを一緒に考えるという場合になるかと思うので、ぜひ進めていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

では、次の報告事項の方に移らせていただきたいというふうに思います。

18 報告事項3 令和7年度障害者施策に関する予算について

永田会長

続きまして報告事項の3、令和7年度障害者施策に関する予算について、事務局の方からご説明をよろしく願います。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

障害福祉課業務調整グループの木村でございます。

着座にて失礼いたします。

資料4によりまして、令和7年度障害者施策に関する予算についてご説明させていただきます。この資料は、2月10日に発表されました令和7年度当初予算のうち、障害者施策に関するものを抜粋したものです。

資料4の1ページをご覧ください。

障害のある人が身近な地域で安心して暮らせる環境の整備について、説明いたします。

予算額は、5億8,974万6千円でございます。

1の「障害者施設設置費補助金」は、障害のある人が身近な地域で暮らしていくためのグループホームや障害児者施設の整備費に対して助成します。

2の「障害者相談支援体制整備事業費」は、地域の相談支援体制構築に向けた広域支援として、障害のある方の相談支援に関する助言・支援を行うために、各障害保健福祉圏域にアドバイザーを派遣します。また、グループホーム等に令和7年4月から設置が義務づけられた、地域連携推進会議の効果的な運営に向けたアドバイザーによる助言・支援を行います。

続いて、3の「障害者施設介護テクノロジー導入支援事業費補助金」は、障害福祉現場の職員の業務負担軽減や職場環境の改善及び障害福祉サービスの質の向上を図るため、介護ロボットやICT機器を一体的に導入する際などに要する経費を助成します。

4の「障害者地域移行推進事業費」は、グループホームの世話人を確保するため、世話人の仕事の紹介体験等を実施します。

また、施設入所者等が地域生活を具体的にイメージできるよう、地域のグループホーム等を活用した体験

事業や出前講座を実施するほか、障害のある方の新たな仕事の創出を図るため、企業と就労継続支援事業所等を繋ぎ、新たな受注や仕事を生み出す取組等を実施します。

5の「発達障害者支援対策事業費」は、発達障害者支援に向けた体制強化を図るため、ペアレントメンターとともに、市町村の支援体制整備の強化を図ります。また、強度行動障害のある人とその家族に対する支援体制の整備に向けて、来年度から新たに現状や課題を把握するための実態調査を実施するとともに、専門性を有するアドバイザーによる事業所への伴走型訪問支援や、市町村・事業所職員向けの研修等を実施します。

1枚おめくりいただきまして、2 ページをご覧ください。

障害のある方の社会参加と障害への理解促進を図る取り組みについて説明いたします。予算額は、5,000 万飛んで7万3千円でございます。

1の「障害者コミュニケーション手段利用促進費」は、2016年10月に制定した「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき、手話通訳者や要約筆者等の意思疎通支援者の養成・派遣を行うとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発を図ります。

2の「ヘルプマーク普及促進事業費」は、2018年7月から県内一斉に配布を開始したヘルプマークについて、市町村と連携してヘルプマークの普及啓発等を行うことで、ヘルプマークの普及促進に努めます。

3の「障害者芸術文化活動推進事業費」は、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」の開催を通して、障害のある人の社会参加と障害への理解促進を図るとともに、施設職員向けの研修会の開催等により、障害のある人の芸術文化活動を支援する人材の育成に取り組めます。

以上が福祉局の障害者施策関連の予算に関する説明でございます。

また、1枚おめくりいただきまして、3 ページに労働局より「中小企業の人材確保」に関する事業について、次の4 ページには、教育委員会より「愛知・つながりプラン2028」に関する事業、5 ページには、スポーツ局より、障害者スポーツに関する事業についての資料でございますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、障害者スポーツに関しましては、アジア・アジアパラ競技大会推進局で、2026年9月の競技大会開催に向けて、会場周辺の街歩きを実施し、バリアフリーマップの作成なども行っていただいておりますことを申し添えます。

障害者施策部分に係る令和7年度当初予算の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

永田会長

はい。ありがとうございました。

予算通ったばかりだというふうにお聞きしておりますけれども、ご説明に対しまして質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

では内藤委員、よろしくお願いいたします。

内藤委員

守る会の内藤です。

「愛知・つながりプラン2028」の中の8番、「医療的ケア実施体制の充実」ということで、通学支援等の実施が、保護者の負担軽減のために医療的ケアが必要な方の看護師さんが付き添って、通学や校外学習の支援が、少しずつ広がっているかと思うんですが、まだこれモデル事業からで、すべて他の対象校の拡大というふうには先ほどの説明があったんですけど。

確か保護者さんの体調が悪いときに支援をするっていう内容だったと思うんですけど、東京都とかを見ますと、一般的な通学、通常の支援体制を整える、保護者の体調不良のときには支援ではなく、基本的にケアがあっても通学を支援しますよっていうふうな体制を整えていると聞いているんですが、ちょっと愛知県の方ではどのような方針か教えていただきたいです。

永田会長

よろしくお願いいたします。

教育委員会特別支援教育課 振興・就学グループ 西澤主査

失礼いたします。

まず、一番初めにあった、先ほどの体調不良の面の事業としては、名古屋市のことをおっしゃっているのかなと思いますので、愛知県は、体調不良に限らず、保護者の方は希望される回数を絞ってのモデル事業となりますが、例えばお子さんの兄弟の都合とか、そういうご家庭の都合で、この日はっていうところで、利用できるようにはモデル事業で展開をしております。

対象校の拡大については、本当にここ予算が通ったばかりではあるんですが、肢体不自由のにしお特別支援学校を含めて、肢体不自由特別支援学校でモデル事業を展開する予定です。

永田会長

はい。とても今後求められる支援の拡充かというふうに思いますので、ぜひ進めていただければと思います。その他、よろしかったでしょうか。

では続いて、報告事項の４の方に移らせていただきたいと思います。

19 報告事項4 障害のある方の社会参加について

永田会長

障害のある方の社会参加について、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

障害福祉課業務・調整グループ木村でございます。

着座にて失礼いたします。

資料５によりまして、障害のある方の社会参加について説明をさせていただきます。

まず１ページの方をご覧ください。パーキングパーミット制度について説明いたします。パーキングパーミット制度とは、2006年度に佐賀県が初めて導入した任意制度で、障害のある方など歩行が困難な方に対して利用証を交付することで、障害者等用駐車区画の利用対象者の明確化と駐車区画の適正利用を図ることを目的としたものです。

また、制度を導入している自治体間で相互利用協定を締結することで、居住地域以外の障害者等用駐車区画を利用することができます。

本県では、制度導入に関する調査を過去2008年度から2013年度に実施しました。

調査内容の詳細については、参考資料２の方をご覧ください。

概要といたしましては、障害者団体やショッピングモール、市町村、一般県民及び障害当事者の方を対象に、制度の導入への考え方や協力の可否、問題点等を調査いたしました。

この調査の結果、民間の駐車協力施設の確保が困難なことや、法的拘束力がなく実効性に懸念があること、モラルの問題であり意識啓発を行っていくべきなどの課題が見られました。

また、本制度のメリットとして、利用対象者が明確化され、障害者等用駐車区画の不適正利用が一定程度減少することが期待される一方、利用証の不適正利用や、制度に法的拘束力がないこと、仕組みの創設・運用に要するコストや駐車スペースの確保が課題として挙げられています。

本調査の結果や制度のメリット・デメリットを踏まえ、本県では、制度導入について引き続き検討していくこととしておりました。

2023年3月からは、障害者等用駐車区画の適正利用の推進を図るために、啓発用ポスターやウェブページを作成し、適正利用に向けた普及啓発に努めているところです。

他府県の制度の導入状況としましては、資料5の右側(3)になりますけれども、44の府県で現在、制度が導入されております。

大半の府県で導入が進んでいる状況を踏まえまして、主要府県等の制度の実施状況や問題点等を調査いたしました。

今後は、制度導入の可否を含めて、本審議会で改めてご意見を伺いながら、調査結果を参考に検討を進めて参りたいと考えております。

続いて2ページご覧ください。障害のある方の運転免許取得支援について説明いたします。

障害のある方が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むには、運転免許を取得し、自由に移動できることが重要ですが、障害のある方の運転免許の取得状況等の現状把握ができていない状況です。

このため、1人でも多くの障害のある方が運転免許を取得することができるよう、指定自動車教習所の現状を把握し、教習環境の向上や対応可能な教習所をふやす方策を研究するために、指定自動車教習所へ書面調査及び訪問調査を実施しました。

書面調査では、愛知県の指定自動車教習所全48ヶ所に対し、身体障害者教習の実施の有無や、運転補助装置付きの車両や装置の台数、障害のある方の障害別入校者数等について調査いたしました。

調査の結果、「身体障害者のための自動車教習を実施している」と回答した計21校の教習所では、令和5年度に平均5件ほど相談・入校を受け付けており、基本的には1台、多くても2台の運転補助装置補助装置付き車両を所有し、教習を行っていることがわかりました。

一方、「身体障害者のための自動車教習を実施していない」と回答した27の教習所からは、障害者教習を実施していない主な理由として、教習所の規模や構造が適していないこと、人員不足、予算上の問題であるといった回答が得られました。

なお、「身体障害者のための自動車教習を実施している」と回答した計21校の教習所は、尾張・名古屋・三河の各地域に比較的満遍なく分布しております。

さらに、地区別及び障害者教習の実施・未実施別に、計6ヶ所の指定自動車教習所へ訪問調査を実施し、教習状況等の聞き取りや、運転補助装置付き車両や教習所内のバリアフリーの状況について確認を行いました。

「障害者教習未実施」の教習所でも、教習車に運転補助装置が不要な場合、知的障害や精神障害の方の事例になりますけれども、入校を受け付けている事例がありました。また、教習にあたっては、過去に障害者教習の経験がある教員を担当に定めたり、移動負担が少ない教室へ変更したり、学科教習・試験を個別にフォローするなど、障害者に寄り添った教習が実施されていました。

今後は、指定自動車教習所から情報提供のあった、運転補助装置の製作や取り付けを行っているメーカーに対し、訪問調査の実施を予定しております。

さらに、指定自動車教習所協会や、県警等の関係機関へ調査結果を提供し、引き続き連携をとりながら、障害者の運転免許取得支援の方策について研究を進めて参ります。

障害のある方の社会参加についての説明は以上となります。

永田会長

ご報告ありがとうございました。

パーキングパーミット制度につきましても、調査を進めて愛知県での導入を進めていくということ、また車の免許の取得に関しても、指定自動車教習所の状況把握をして、より免許が取りやすい状況について確認をしていくというご報告だったかというふうに思います。

こちらについてご意見・コメント等ありますでしょうか。

では鈴木委員、よろしくお願いいたします。

鈴木委員

名古屋総合リハビリテーションセンターの鈴木でございます。

パーキングパーミット制度のことなんですけれども、1つだけちょっと知りたい。ごめん、2つですね。

1つは、2013年度に一旦この調査結果が出されていて、それから参考資料の2のところに、調査結果等を踏まえて本県の対応は、民間の云々かんぬん使ってやって、この制度を実施する場合の問題点などを見極める必要がある、考えるって書いてございます。多分ですが、44都道府県が導入されていて、この時期からまだ10年以上かかっている、今ここまで埋もれていた期間は何かあったんでしょうかって言ったら変ですけど、という状況だったのかっていうことと、それからその間に本来だったら44府県で実施されているとすると、それぞれのところで課題とかいろいろ見えていけば、それぞれのところでまた議論等がされているかと思うんですけども、そういったものの資料であったりとかヒアリングであったりとかっていうものは、もうちょっと早い対応でできなかったのかどうかっていうところがちょっと知りたいところです。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

調査の時期から2023年までの間がちょっと期間があるかというふうに思います。そのあたり検討状況について、ご説明よろしくお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

ご質問ありがとうございます。

2013年度に調査を実施した時点では、44都道府県のうち実際もっと半分ぐらい、20数件の都道府県だったと記憶しております。44府県というのはですね、最新の状況で言いますと、令和6年11月に神奈川県が導入をしまして、最近44府県になったという状況でございます。

その間導入されている一番初めの佐賀県をはじめ、いろんな問題点等が指摘されておりますけれども、そういった点も踏まえて、改めて調査をさせていただきたいと考えております。以上です。

永田会長

はい。ありがとうございました。

私も確認させていただいたところ、議会で話題になったり団体の懇談会のほうでもこのことについて話題

があったりということで、早急に対応が必要だろうということで検討を進めるというふうなことをお伺いしております。

いろんな社会的な理解も深まっているところだと思いますので、利便性向上のために早急に検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

その他よろしかったでしょうか。

では辻委員、よろしくお願いいたします。

辻委員

障害者の自動車の運転免許の取得に関連してなんですけども、自動車改造の補助金の支給について、多分今も愛知県10万円ですかね。非常に私は少ないと思うんですね。

これだけ障害の重い方が免許を取るというときには、シートを変えたりだとか、あと車椅子を積むための援助や車の屋根の上に収納する改造だとか、そういうのをしなければならぬので、そうすると、とてもじゃないけど10万円では改造できないという現状がありますので、改造費の補助についても限度額の上乗せをお願いしたいと思います。

永田会長

はい。物価も上がってきておりますし、いろんな新しい機器が生まれてきてるかと思いますので、またその辺り予算の方についてもご検討いただければと思います。

では最後、中村委員、お手を挙げていただいたかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中村委員

愛知県聴覚障害者協会の中村です。

障害のある人の車の免許取得の支援についてなんですけど、ちょっと質問したいと思います。

その内容は、身体障害者が中心だと思うんですが、その中に聴覚障害者も含まれています。大きな問題は、聴覚障害者については情報格差の課題があります。学ぶときに、教習の時に、情報保障で困っている、聞こえない方がたくさんいらっしゃいます。その中には、自分で手話通訳の派遣をお願いして、来てもらうっていう方もいらっしゃいます。でも、その現場で派遣を断られてしまうっていう方もいらっしゃいます。本来ならば、聞こえない人が教習場に行く場合、その教習所が情報保障をきちっとするべきだと思います。

そのような調査をしていただいたかどうかを、ちょっと確認させていただいていきたいと思います。

もしまだ調査をしていらっしゃらないということでしたら、その調査も加えていただきたいと思います。

永田会長

はい。聴覚障害の方についての対応について、これまでも含めて調査されているか、またその対応についてご回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

ご質問ありがとうございます。

聴覚障害の方について、ということですが、特別な調査を今回はしてはおりません。

ただし、身体障害の中で、聴覚障害がある人についても受け入れているかというような点については調査をさせていただいたところでございます。具体的には、調査の内容といたしまして、障害の程度等に応じて、そ

こまで詳しい調査にはなっておらないのが実情でございます。

永田会長

せっかく教習場の方に調査をしてという機会がないかと思しますので、改めて教習場の方に様々な障害についても理解をしていただく、また条例もできておりますので、そういったことにも配慮いただきたいということを、ぜひお伝えいただける機会としても使っていただけないかなと思って、お話をうかがわせていただきました。また検討よろしく願いいたします。

その他、委員の先生方よろしかったでしょうか。

オンラインの先生もよろしいでしょうか。

では、本日予定をさせていただいていた議題・報告事項は以上になります。

20 その他

永田会長

最後にその他として、会議全体を通して改めてご意見・ご質問はよろしかったでしょうか。

では辻委員、よろしくお願いします。

辻委員

私からは愛知県所管公共施設における障害者の利用減免の実施についてという要望書を、1月14日、A DFから提出させていただきました。内容は、福祉の向上のため、障害者権利条約や差別解消法の講演会を実施しております。そこでウインクあいち等公共施設を借りて実施しておりますが、利用料は大変高いです。

また、障害者基本法が規定する第24条では、公共施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならないというふうになっております。

しかし、実際はそういう減免の実施がされてない施設が多くあります。このことは、2021年度の第2回のこの施策審議会でもお話しさせていただきました。愛知県からは、今年度中に障害福祉課から各施設所管課に依頼すると。そして、減免措置については、手法について研究を進めるという回答をいただきました。

今後どのようにこの進捗を進めていかれるのか、教えていただきたいです。

また、令和7年2月の定例議会では、経済産業局長の答弁で、ウインクあいちにおける利用料金の減免のあり方について、他の建設の事例も参考にしながら、早急に検討を進めて参りますという回答がありました。私たちの回答では、議会での答弁では早期に検討を進めるという意味ではトーンアップしたようにも感じます。

障害者減免の検討の場に障害者も参加させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

永田会長

はい。ありがとうございました。非常に貴重なご意見だったかと思いますが、ご回答の方、検討状況だとか今後の見通しについて、ご回答いただけますでしょうか。

障害福祉課 久野担当課長

障害福祉課担当課長の久野でございます。

障害のある方の利用減免の関係でございますが、これまで障害福祉課の方から、各部局に対しまして、減免の状況の方は毎年度調査をさせていただきまして、実施してないところに関してはその理由も含めて聞き

取りをした上で、必要に応じて対応していただきたいということで、お願いをさせていただいているところでございます。

ただ、こちらの減免に関しましては、障害のある方個人が利用されることを想定した減免をされているところがほとんどでございまして、今回ご要望いただきました、団体として、会議室や貸館などを利用する場合の減免方法に関しましては、今後どういう形で確認をさせていただくかということや、こういった形でその団体としての利用減免ができるかということに関しましては、検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

永田会長

はい。また進捗状況わかりましたら、この部会の中でもご報告いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他、よろしかったでしょうか。

それでは花島委員、よろしくお願いいたします。

花島委員

はい。議題の基礎調査のことでちょっと言い忘れたというか思い出したことがあったのでちょっと言わせていただきます。自分もこれ10年前ぐらいに、自宅に届いて回答したのを思い出しました。

当時、それほど自分は、こういう親の会活動とかもそれほどやっているときではなくて、県からこういうアンケートがきて、これが反映されるのかなってすごく期待しながら書いたのを思い出しました。

ただ、項目がこのぐらい、そのときはちょっと記憶がないんですが、子育て中で結構大変な中、夫婦で話し合いながら、これできてるかね、これどうなるかねって言って書いて、途中からあわてて、時間ぎりぎりか提出期限ぐらいに出したような覚えがあるんですけど、並び順を考えて作られてると思うんですけども、途中までも回答がある程度反映できるような並び順にさせていただいて、こちらが聞きたいこととか重要なこととか、答えやすいことから始めていただいて、途中までの回答でも提出してくださっても反映しますみたいな気楽な文を書いていただけると、回答率も上がるのかなと、ちょっと自分の10年ぐらい前思い出して思ったんで、もし反映できたらと思ひまして。

永田会長

はい。回収率をどう上げるかという意味で言うと、先ほどのディスカッションの中でも、回答するのが大変で、なかなか回答するのが難しいということもあったかと思ひます。途中までの回答でも、回答いただいたということ自体がとても貴重なことなので、反映できやすいように、また、回答の順番だとかについても、少しご検討いただきたいということだったかと思ひますので、引き続き検討いただければと思ひますのでよろしくお願いいたします。

では、時間も来ておりますので、こちらの方で会議は閉めさせていただきたいと思ひますが、よろしかったでしょうか。

事務局からということですね。よろしくお願いいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

すみません。障害福祉課です。

1点資料の修正をお願いいたします。資料1、右側3の(3)①身体障害者の調査数、1,500人の内訳でござ

ざいですが、2ヶ所訂正をお願いします。

内訳、肢体不自由 400 と記載がありますが、700 が正しいです。内部障害 300 とありますが、500 が正しいです。400 を 700、300 を 500 に訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。

永田会長

はい。先ほどご指摘のありました、調査対象者の身体障害者1,500人の内訳の人数が違うんじゃないか、500人差があるという話でしたけれども、肢体不自由がプラス300で700、内部障害がプラス200で500のそのプラス500分が漏れていたというようなご回答だったかと思いますので、資料の方の修正をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

よろしかったでしょうか。

それでは会議の方はこちらで締めさせていただきます、事務局の方にお返ししたいと思います。

スムーズな進行にご協力いただきありがとうございました。

では、事務局の方よろしくお願いいたします。

21 閉会

障害福祉課 坂上課長

本日はお忙しい中、長時間にわたり、活発なご審議をいただきましてありがとうございました。

本日いただきました、多くの貴重なご意見・ご提言につきましては、しっかりと事務局の方で検討をし、施策に反映させて参りたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上で、2024年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。